

佐白地区交流拠点施設指定管理者の募集について

1 指定管理者募集の目的について

佐白地区交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第1条に記載のある施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することができる団体を募集することを目的とする。

2 施設の概要、設置目的ならびに指定管理者が行う業務について

当該施設指定管理者仕様書ならびに佐白地区交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を参照すること。

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。ただし当該施設の管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料について

指定管理料については指定管理者、町双方協議の上決定することとする。

5 申請資格

町内に住所又は主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)で、次のいずれにも該当する団体とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない団体であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない団体であること。
- (4) 奥出雲町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない団体であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない団体であること。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の

下でない団体であること。

6 選定基準

指定管理者選定委員会において、次の掲げる選定の基準に照らし、書類審査を行い、総合的に審査、評価し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他、町長が認めるもの

7 選定日程

- (1) 募集要項の配布 令和7年10月31日(金)から令和8年1月16日(金)まで
- (2) 選定結果通知 令和8年3月

8 応募手続きについて

- (1) 受付期間

令和7年10月31日(金)から令和8年1月16日(金)17時まで

- (2) 書類提出方法

書類の提出は持参又は郵送(原則として書留)とし、1部提出とする。

- (3) 提出問い合わせ先

〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町役場定住産業課(0854-54-2524)

- (4) 応募書類

① 指定申請書(様式第1号)

② 事業計画書(5か年分)

③ 当該団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

④ 申請資格を有していることを証する書面

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）若しくは、町税滞納有無調査承諾書（様式第 2 号）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

⑤ その他町長が必要と認める書類

(5) その他

① 提出された書類については返却を行わない。

② 応募書類について必要に応じ追加書類の提出をお願いする場合があるため、その際は当該書類を提出すること。

③ 奥出雲町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例、佐白地区交流拠点施設の設置及び管理に関する条例、その他関係法令を承知の上で応募すること。

④ 指定管理者の指定は奥出雲町議会の承認を経て行うこととし、指定後公表を行うこととする。協定についてはその後結ぶものとする。